

熊本県小規模企業者等設備導入資金貸付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号。以下「法」という。）の規定に基づき小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、「小規模企業者等」とは法第2条第1項の小規模企業者を、「創業者」とは法第2条第2項の創業者をいう。

2 この要項において、「小規模企業者等設備導入資金」とは、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するため、県が公益財団法人くまもと産業支援財団（以下「財団」という。）に対して貸し付ける設備資金貸付事業及び設備貸与事業を行うのに必要な資金をいう。

3 この要項において「設備資金貸付事業」とは、財団が法第2条第5項に掲げる設備又はプログラムについて、その設置又はプログラム使用権の取得に充てられる資金の貸付けを行う事業をいう。

4 この要項において「設備貸与事業」とは、財団が法第2条第6項に掲げる設備又はプログラムを譲渡し、若しくは貸付け、又はプログラム使用権の提供を行う事業をいう。

(貸付金の限度額)

第3条 小規模企業者等設備導入資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の限度額は、設備資金貸付事業においては当該事業を行うのに必要な金額に相当する額以内の額、設備貸与事業においては当該事業を行うのに必要な金額の2分の1に相当する額以内の額とする。

(利率及び償還期間)

第4条 貸付金の利率は無利子とし、償還期間は8年以内（ただし、法第5条ただし書に規定する公害防止施設は13年以内）、償還方法は据置期間1年以上2年以内の年賦償還とする。

2 前項の規定により償還の免除を受けようとする財産は、次に掲げる書類を添えて、小規模企業者等設備導入資金償還免除申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 償還免除をしようとする理由となるべき事実を証する書面
- (2) 償還免除をしようとする者及びその保証人の資産及び負債並びに事業の状況を明らかにする書面

（償還の猶予）

第10条 災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により、財団から資金の貸付け又は設備貸与を受けた者からの法令の規定による申請に基づき財団が償還猶予をした場合、知事は必要と認めたときは、財団に対し、貸付金の償還を3年を超えない範囲で延長することができる。

（繰上償還に係る報告）

第11条 財団は、資金の貸付け又は設備貸与を受けた者から、支払期日前に貸付金又は設備貸与の対価の全部又は一部の支払を受けようとするときは、知事に対して、次に掲げる事項について速やかに報告しなければならない。

- (1) 徴収しようとする貸付金又は繰上げ貸与料に係る県との金銭消費貸借契約書の契約年月日及び契約金額
- (2) 繰り上げて徴収する理由、金額及び収納年月日
- (3) 繰り上げて徴収しようとする金額を充当する県との契約書の約定償還期日及び金額並びに変更後の償還期日及び金額
- (4) 県への返済予定年月日

（繰上償還）

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合、償還の手続を行うものとする。

2 前項の償還期限は、原則として財団が報告をした日の属する年度の末日までとする。

(別紙)

別記第1号様式（第5条関係）

小規模企業者等設備導入資金貸付申請書

番 号

平成 年 月 日

熊本県知事

様

住 所
名 称

代表者名

印

平成 年度において小規模企業者等設備導入資金の貸付けを下記により受けたいので、熊本県小規模企業者等設備導入資金貸付要項第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

事業の種類	事業に要する金額	貸与事業に要する金額として日本政策金融公庫から借り入れる額	貸付けを受けようとする貸付けの金額
設備資金貸付事業			
設備貸与事業			
計			

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支予算書
- 2 寄付行為並びに業務方法書
- 3 小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付財源及び貸付額についての調査表
- 4 貸与機関が引当金、準備金、積立金等の名目で資金を留保し、預金、債権保有等安全かつ確実な方法により運用しようとする場合の根拠

別記第3号様式（第8条関係 設備資金貸付金）

小規模企業者等設備導入資金消費貸借契約書

熊本県（以下「甲」という。）と公益財団法人くまもと産業支援財団（以下「乙」という。）とは、小規模企業者等設備導入資金の消費貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）及び熊本県小規模企業者等設備導入資金貸付要項に基づき平成 年度小規模企業者等設備導入資金（以下「貸付金」という。）を貸し付け、乙は、貸付金を借り受ける。

第2条 甲は、前条の貸付金の貸付けを次の各号により行うものとする。

- (1) 金額 金円
(2) 用途 設備資金貸付金
(3) 償還期間及び方法

次により償還するものとする。

支払期日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
金額 (単位:円)				

支払期日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
金額 (単位:円)		

- (4) 利息 無利子
(5) 貸付日 平成 年 月 日

第3条 甲は、乙が前条第3号に規定する支払期日までに貸付金の償還をせず、又は次条第2号に該当することを理由として同条の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を請求することができる。

2 甲は、乙が次条第1号又は第3号に該当することを理由として同条の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払の日までの日数に応じ、貸付金の金額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を併せて請求することができる。

別記第3号様式（第8条関係 設備貸与資金）

小規模企業者等設備導入資金消費貸借契約書

熊本県（以下「甲」という。）と公益財団法人くまもと産業支援財団（以下「乙」という。）とは、小規模企業者等設備導入資金の消費貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）及び熊本県小規模企業者等設備導入資金貸付要項に基づき平成 年度小規模企業者等設備導入資金（以下「貸付金」という。）を貸し付け、乙は、貸付金を借り受ける。

第2条 甲は、前条の貸付金の貸付けを次の各号により行うものとする。

- (1) 金額 金円
(2) 用途 設備貸与資金
(3) 償還期間及び方法

次により償還するものとする。

支払期日	平成年月日	平成年月日	平成年月日	平成年月日
金額 (単位:円)				

支払期日	平成年月日	平成年月日
金額 (単位:円)		

- (4) 利息 無利子
(5) 貸付日 平成 年 月 日

第3条 甲は、乙が前条第3号に規定する支払期日までに貸付金の償還をせず、又は次条第2号に該当することを理由として同条の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を請求することができる。

2 甲は、乙が次条第1号又は第3号に該当することを理由として同条の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払の日までの日数に応じ、貸付金の金額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を併せて請求することができる。

別記第4号様式（第9条関係）

小規模企業者等設備導入資金償還免除申請書

番 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所
名 称

代表者名 印

小規模企業者等設備導入資金に係る債務の免除をしたいので、熊本県小規模企業者等設備導入資金貸付要項第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 免除をしようとする（貸付金・債務）の表示

（1）（借主・債務者）の住所、氏名及び主たる事業

（2）（借主・債務者）が（貸付け・貸与）を受けて導入した設備の名称、数量、価格、及び設置完了年月日並びに設置場所

（3）（借主・債務者）に対する（貸付金・貸与料）の額及び（貸付け・貸与）の年月日

2 免除をしようとする理由

3 免除をしようとする金額

4 （借主・債務者）及び保証人の資産及び負債並びに事業の現況及び見通し

5 （貸付け・貸与）を受けて設置した設備等についての（借主・債務者）の管理状況

別記第6号様式（第13条関係）

小規模企業者等設備導入資金の貸付実績等報告書

番 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

名 称

代表者名 印

平成 年度分の小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業における事業実績について、熊本県小規模企業者等設備導入資金貸付要項第13条の規定により報告します。

(添付書類)

- 1 事業実績一覧表
- 2 平成 年度小規模企業者等設備導入資金貸付財源額等報告書
 - (1) 平成 年度小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付財源及び貸付額についての調査表
 - (2) 小規模企業者等設備導入資金償還計画表
 - (3) 貸与機関による設備資金貸付事業及び設備貸与事業に係る回収困難予想額内訳表